

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小谷 悦司 様 あて名 〒530-0005 日本国大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル2階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	21.06.2016
出願人又は代理人 の書類記号 W6386PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/062417	国際出願日 (日.月.年) 19.04.2016	優先日 (日.月.年) 14.07.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61G12/00(2006.01)i, G06Q50/22(2012.01)i, G08B25/04(2006.01)i, H04M9/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) コニカミノルタ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 07.06.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 山口 賢一 電話番号 03-3581-1101 内線 3372	3R	3511

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	2-7	有
	請求項	1, 8-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2002-56079 A (コニカ株式会社) 2002. 02. 20, 【0001】 - 【0051】, 第1-6 図 (ファミリーなし)

文献2：JP 2011-67535 A (テルモ株式会社) 2011. 04. 07, 【0001】 - 【0058】, 第1-9 図 (ファミリーなし)

文献3：JP 2014-103661 A (アイホン株式会社) 2014. 06. 05, 全文、全図 (ファミリーなし)

文献4：JP 2012-27565 A (株式会社トライフォー) 2012. 02. 09, 【0001】 - 【0100】, 第1-30 図 & US 2012/0022885 A1, [0001]-[0185], Figs. 1-30

文献5：JP 10-234796 A (松下電器産業株式会社) 1998. 09. 08, 【0001】 - 【0060】, 第1-18 図 (ファミリーなし)

請求項1, 8-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2から進歩性を有しない。

・請求項1について

文献1には、被監視者監視システムの中央処理装置において、被監視者における所定の行動を検知するためのセンサ装置 (例えば、図2の監視カメラ「11」等参照) と、所定のイベントが前記センサ装置で生じた場合に前記所定のイベントの通知を受け、前記センサ装置で生成された動画を表示するための端末装置 (例えば、図1の端末としてのパソコンを参照) と、前記センサ装置および前記端末装置それぞれと通信可能に接続され、前記センサ装置から前記所定のイベントの通知を受けて前記端末装置へ通知するための中央処理装置とを備える点 (例えば、【0008】 - 【0009】、第1-2 図等参照) が開示されている。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、所定のイベントの通知を受けた場合に動画閲覧時間だけ動画をライブで端末装置に表示させる点（例えば、【0038】 - 【0040】，第 4-5 図等参照）が開示されている。

文献 2 には、被監視者監視システムの中央処理装置において、動画をライブで閲覧できる閲覧時間である動画閲覧時間を記憶する記憶部と、前記動画閲覧時間だけ前記動画をライブで端末装置に表示させる動画閲覧時間送信設定部を備える点（例えば、【0006】 - 【0007】，【0020】，【0030】，【0035】，第 2, 4-5 図等参照）が開示されている。

したがって、請求項 1 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 8 について

文献 1 には、被監視者監視システムの前記中央処理装置で実行される中央処理方法において、被監視者における所定の行動を検知するためのセンサ装置と、所定のイベントが前記センサ装置で生じた場合に前記所定のイベントの通知を受け、前記センサ装置で生成された動画を表示するための端末装置と、前記センサ装置および前記端末装置それぞれと通信可能に接続され、前記センサ装置から前記所定のイベントの通知を受けて前記端末装置へ通知するための中央処理装置とを備える点（例えば、第 1-2, 4-5 図等参照）が開示されている。また、所定のイベントの通知を受けた場合に動画閲覧時間だけ前記動画をライブで前記端末装置に表示させる点（例えば、【0038】 - 【0040】，第 4-5 図等参照）が開示されている。

文献 2 には、所定のイベントの通知を受けた場合に動画をライブで閲覧できる閲覧時間である動画閲覧時間を記憶部に記憶する記憶工程と、前記所定のイベントの通知を受けた場合に前記動画閲覧時間だけ前記動画をライブで前記端末装置に表示させる動画閲覧時間送信設定工程を備える点（例えば、【0006】 - 【0007】，【0020】，【0030】，【0035】，第 2, 4-5 図等参照）が開示されている。

したがって、請求項 8 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

・請求項 9 について

文献 1 には、監視者における所定の行動を検知するためのセンサ装置と、所定のイベントが前記センサ装置で生じた場合に前記所定のイベントの通知を受け、前記センサ装置で生成された動画を表示するための端末装置と、前記センサ装置および前記端末装置それぞれと通信可能に接続され、前記センサ装置から前記所定のイベントの通知を受けて前記端末装置へ通知するための中央処理装置とを備える点（例えば、例えば、【0008】 - 【0009】，第 1-2 図等参照）が開示されている。

したがって、請求項 9 に係る発明は、文献 1-2 に基づいて、当業者が容易に想到し得るものである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 2-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。特に、請求項 1 に記載の「被監視者監視システムの中央処理装置」を、ナースコールの技術分野に適用し、請求項 2 に記載の「所定のイベントがナースコールである」とすることは、最も関連のある先行技術文献であると認められる文献 1-2 にも開示されていない。